

## さくら市耐震アドバイザー派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、さくら市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内に住宅を有する者の耐震対策を支援するため、耐震アドバイザーを派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震アドバイザー 栃木県耐震アドバイザー認定要綱（以下「認定要綱」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 対象建築物 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された市内に存する木造2階建て以下の一戸建て住宅（在来軸組工法により建築されたもので延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものに限る。）であって、市長が必要と認めた建築物をいう。ただし、賃貸を目的とするものを除く。

### (事業内容)

第3条 市長は、対象建築物を所有する者からの申請により、耐震アドバイザーを当該対象建築物の所在地等へ派遣するものとする。

### (耐震アドバイザーの業務)

第4条 耐震アドバイザーは、派遣先の対象建築物の所有者に対し、当該対象建築物に係る耐震診断及び耐震改修に関する技術的助言を行うものとする。

### (耐震アドバイザーの委嘱)

第5条 耐震アドバイザーは、市長が委嘱するものとする。

### (派遣の申請)

第6条 耐震アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、耐震アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

### (耐震アドバイザーの推薦)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、耐震アドバイザー人選依頼書（様式第2号）により社団法人栃木県建築士会会長（以下「会長」という。）に耐震アドバイザーの人選を依頼するものとする。

2 会長は、前項の規定による依頼があったときは、耐震アドバイザーを人選し、耐

震アドバイザー推薦書（様式第 3 号）により市長に回答するものとする。

（派遣の決定等）

第 8 条 市長は、耐震アドバイザーの派遣を決定したときは、耐震アドバイザー派遣決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、耐震アドバイザーを派遣しないことを決定したときは、耐震アドバイザーを派遣しない旨の通知書（様式第 5 号）により申請者に通知しなければならない。

（職員の立会い）

第 9 条 市長は、耐震アドバイザーが第 4 条に規定する業務を行うにあたっては、市の職員を立ち合わせることができる。

（結果の報告）

第 10 条 耐震アドバイザーは、第 4 条に規定する業務を終えたときは、耐震アドバイザー実施結果報告書（様式第 6 号）により申請者及び市長に報告しなければならない。

2 耐震アドバイザーの派遣を受け入れた申請者は、耐震アドバイザー派遣受入れ結果報告書（様式第 7 号）により市長に報告しなければならない。

（事故報告）

第 11 条 耐震アドバイザーは、派遣の実施中に事故が発生したときは、遅滞なく事故報告書（様式第 8 号）により市長に報告しなければならない。

（報償金）

第 12 条 耐震アドバイザーの報償金は、派遣先 1 件につき 2,500 円とする。ただし、耐震アドバイザーが公務員である場合は支給しない。

2 市長は、第 10 条の規定による報告内容が適正であると認めたときは、耐震アドバイザーに対し、前項の報償金を支払うものとする。

（報償金を支払わない場合）

第 13 条 市長は、前条の規定にかかわらず、第 4 条に規定する業務又は第 10 条の規定による報告が不適切であると認めた場合は、前条に規定する報償金を支払わないことができる。

2 前項の場合において、市長は、不適切であると認めた理由が認定要綱第 12 条第 1 項第 3 号に該当するときは、当該該当する旨を栃木県知事に報告しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により報償金を支払わないときは、報償金を支払わない旨

の通知書（様式第9号）により耐震アドバイザーに通知しなければならない。

（秘密保持）

第14条 耐震アドバイザーは、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。その職又は業務を退いた後においても、同様とする。

（終期）

第15条 この告示は、認定要綱が効力を有しなくなったとき、その効力を失う。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、耐震アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。